

新旧対照表

「個人情報保護方針」

(下線部分変更)

新	旧
<p data-bbox="352 259 592 293" style="text-align: center;">個人情報保護方針</p> <p data-bbox="92 360 547 389">9. 個人情報等の取扱いに関する相談窓口</p> <p data-bbox="113 400 783 470">個人情報等の取扱いに関するご質問、ご相談、苦情等につきましては、下記相談窓口までご連絡ください。</p> <p data-bbox="124 483 330 512">(1) 当社相談窓口</p> <p data-bbox="183 524 525 553">香川証券株式会社 本社管理部</p> <p data-bbox="183 564 451 593">電話番号：087-851-8631</p> <p data-bbox="124 604 521 633">(2) 認定個人情報保護団体相談窓口</p> <p data-bbox="183 645 549 674">日本証券業協会 個人情報相談室</p> <p data-bbox="183 698 453 728"><u>電話番号：03-6665-6784</u></p> <p data-bbox="86 817 325 846"><u>2019年6月15日改正</u></p> <p data-bbox="730 882 783 911">以上</p>	<p data-bbox="1034 259 1273 293" style="text-align: center;">個人情報保護方針</p> <p data-bbox="810 360 1265 389">9. 個人情報等の取扱いに関する相談窓口</p> <p data-bbox="831 400 1501 470">個人情報等の取扱いに関するご質問、ご相談、苦情等につきましては、下記相談窓口までご連絡ください。</p> <p data-bbox="842 483 1048 512">(1) 当社相談窓口</p> <p data-bbox="901 524 1243 553">香川証券株式会社 本社管理部</p> <p data-bbox="901 564 1169 593">電話番号：087-851-8631</p> <p data-bbox="842 604 1240 633">(2) 認定個人情報保護団体相談窓口</p> <p data-bbox="901 645 1270 674">日本証券業協会 個人情報相談室</p> <p data-bbox="901 698 1171 728">電話番号：<u>03-3667-8427</u></p> <p data-bbox="1230 817 1506 846"><u>平成29年5月30日改正</u></p> <p data-bbox="1452 882 1505 911">以上</p>

新旧対照表

「香川の証券総合取引約款」

(下線部分変更)

新	旧
<p style="text-align: center;">第4章 有価証券の保護預り取引</p> <p>第2条 保護預り証券</p> <p>(1) 当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。） 第2条第1項各号に掲げる証券について、本章の定めに従って お預りします。ただし、これらの証券でも<u>市場性のないもの等は都合によりお預りしないことがあります。</u></p> <p>(2)～(3)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 株式等振替決済取引</p> <p>第15条の2 権利確定日におけるフェイル時の株券等貸借取引に係る特約</p> <p>(1) 当社が、お客様による権利確定日（権利確定日が休業日である場合にはその前営業日をいいます。以下本条において同じ。）を受渡日とする上場株券等（取引所金融商品市場に上場されている株券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券又は受益証券発行信託の受益証券をいいます。以下本条において同じ。）の買付けに関し、当社所定の決済時限までに渡方金融商品取引業者又は渡方登録金融機関から当社に対し当該買付けた上場株券等の引渡しがおこなわれないこと（以下「フェイル」といいます。）を確認した場合について、当該権利確定日に係るお客様の株主等（株主、優先出資者、受益権者又は投資主をいいます。以下本条において同じ。）としての権利を保全するため、お客様は当社との間で次の①から⑦に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>① 当社が、お客様から当該権利確定日において当社に対し、当該上場株券等の借入れの申込みがあったものとする<u>こと</u></p> <p>② 上記①のお客様からの申込みに対し、当社は、お客様の株主等としての権利を保全するために可能な範囲で承諾すること（需給状況等により、当社はお客様からの当該上場株券等の借入れの申込みを承諾しない場合があります。）及び本件貸借取引（上記①のお客様からの申込みに対し、本号により成立した貸借取引をいいます。次号③において同じ。）に関しては個別の株券等貸借取引契約を締結することなく本特約の定めに従い処理されること</p> <p>③ 本件貸借取引の貸借期間は、当該権利確定日からその翌営業日までの間とし、お客様の貸借料は無償とすること</p> <p>④ 当社は、日本証券金融株式会社からフェイルとなった上場株券等と同種、同量の上場株券等を借入れ、当該権利確定日からその翌営業日までの間、お客様に貸し出すこと</p> <p>⑤ お客様は、当社が貸し出した上場株券等を担保として当社に提供すること及び当社がお客様から担保として受け入れた上場株券等を上記④記載の当社による借入の担保として日本証券金融株式会社に差し入れること</p> <p>⑥ 権利確定日の翌営業日に、当社はお客様から担保として提供を受けた上場株券等を返還し、お客様は当社から借り入れた当該上場株券等を当社に返済すること</p> <p>⑦ 上記④及び⑤に掲げる上場株券等の貸出しと担保としての提供は同時に行われるものとし、お客様、当社及び日本証券金融株式会社の振替決済口座の振替により行うこと。また上記⑥の担保として提供を受けた上場株券等の返還と借り入れた上場株券等の返済は、担保として提供を受けた上場株券等をもって借り入れた上場株券等の返済に充当することにより行うこととし、これにより担保の目的物である上場株券等の返還債務と借入れの目的物である上場株券等の返済債務が全て履行されたものとみなし、当</p>	<p style="text-align: center;">第4章 有価証券の保護預り取引</p> <p>第2条 保護預り証券</p> <p>(1) 当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。） 第2条第1項各号に掲げる証券について、本章の定めに従って お預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。</p> <p>(2)～(3)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 株式等振替決済取引</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>

社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等の担保権は合意解除すること

(2) 次の①から⑧に掲げる事由がお客様又は当社のいずれか一方に発生したことにより、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等を当社が返還することができなくなった場合又は当社がお客様に貸し出した上場株券等をお客様が返済できなくなった場合、当社がお客様から提供を受けた上場株券等に係る返還請求権と当社がお客様に貸し出した株券等貸借取引の貸出しに係る返済請求権とを相殺するものとします。

① 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別精算開始の申立てがあったとき

② 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき

③ 租税公課の滞納により差押えを受けたとき

④ 支払を停止したとき

⑤ 本特約上相手方に対して有する上場株券等の返還請求権若しくは返済請求権に対して保全差押え又は差押えの命令、通知が發送されたとき、又は当該返還請求権若しくは返済請求権の譲渡又は質権設定の通知が發送されたとき

⑥ 手形交換所又は電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき

⑦ 自己の責めに帰すべき事由によりその所在が不明となったとき

⑧ 書面により、本特約上相手方に対して負う債務の存在を一部でも否認し、又は支払能力がないことを認めたと

(3) 上記(1)及び(2)に基づく双方の一切の権利は、相手方の同意を得た場合を除き、第三者に譲渡又は質入れすることはできません。

(4) お客様から担保として提供を受けた上場株券等について、当社及び当社が当該上場株券等を担保提供した日本証券金融株式会社は、機構の定めるところにより、お客様を権利確定日における株主等として確定するための手続きを行います。

(5) お客様が当社との間で本件特約とは別に「株券等貸借取引に関する基本契約書」を締結している場合でも、上記(1)から(4)、次の(6)及び(7)の取扱いが優先して適用されます。ただし、これらの取扱いを希望されない場合には、お客様は、いつでもその旨を当社に申出ることができます。

(6) 上記(1)に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量及び貸出期間に加えお客様名及び当社名を記載した書面(お客様から担保として提供された上場株券等について、上記(1)の⑤に基づき日本証券金融株式会社に対し当社が担保として提供した上場株券等の種類、銘柄及び株式数を記載した書面を含みます。以下「貸出報告書」といいます。)を交付いたします。(電磁的方法により通知する場合：上記(1)に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量及び貸出期間について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、提供いたします。)

(7) 上記(6)にかかわらず、お客様と当社は、お客様から特段の申出がない限り、貸出報告書の交付を行わないことに合意するものとします。

第46条 個人情報等の取扱い

(1)

(現行どおり)

(2) 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合

第46条 個人情報の取扱い

(省 略)

(新 設)

及び該当する可能性がある」と当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、本章の定めるところにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについてご同意いただいたものとして取扱います。

- ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

第8章 短期社債等振替決済取引

第6条 担保の設定

お客様の短期社債等について、担保を設定される場合は、所定の手続きにより振替を行います。

第10章 投資信託の累積投資取引

第8条 キャッシング（即日引出）

- （ 現行どおり ）
（ 削 除 ）

第12章 国内外貨建債券取引

第2条 受渡期日

受渡期日はお客様が当社と別途取決めていた場合を除き、約定日から起算して3営業日目とします。

第3条 国内外貨建債券に関する権利の処理

当社に保管された国内外貨建債券の権利の処理については、次の①から⑤に定めるところによります。

- ①
（ 現行どおり ）
- ② 国内外貨建債券に関し、株式の割当てを受ける権利又は新株引受権（新株引受権証券を除きます。）が付与される場合は、原則として売却処分のうえ、その売却代金を上記①の規定に準じて処理します。ただし、我が国の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、当社が当該新株予約権の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権はその効力を失います。
- ③ 転換権付社債の転換権行使によりお客様が指示しない場合には、外国証券取引口座約款に定めるところに従うものとします。
- ④～⑤
（ 現行どおり ）

第14章 雑 則

第1条 契約の解除

（1）第1章第2条（1）の契約は、次の①から⑩の場合に解除されます。

- ① お客様から解約のお申出があった場合

第8章 短期社債等振替決済取引

第6条 質権の設定

お客様の短期社債等について、質権を設定される場合は、当社が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、所定の手続きにより振替を行います。

第10章 投資信託の累積投資取引

第8条 キャッシング（即日引出）

- （1）
（ 省 略 ）
- （2）上記（1）のお申込みは、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は届出印の押なつされた所定の受領書と引換えに、取扱店においてお客様に金銭をお引渡しします。

第12章 国内外貨建債券取引

第2条 受渡期日

受渡期日はお客様が当社と別途取決めていた場合を除き、約定日から起算して4営業日目とします。

第3条 国内外貨建債券に関する権利の処理

当社に保管された国内外貨建債券の権利の処理については、次の①から⑤に定めるところによります。

- ①
（ 省 略 ）
- ② 国内外貨建債券に関し新株引受権（新株引受権証券を除きます。）が付与される場合は、原則として売却処分のうえ、その売却代金を上記①の規定に準じて処理します。
- ③ 転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使によりお客様が指示しない場合には、外国証券取引口座約款に定めるところに従うものとします。
- ④～⑤
（ 省 略 ）

第14章 雑 則

第1条 契約の解除

（1）第1章第2条（1）の契約は、次の①から⑩の場合に解除されます。

- ① お客様から解約のお申出があった場合

② 口座残高がなくなってから、当社の定める一定期間が経過した場合（融資等の契約に基づき担保が設定されている場合を除きます。）

③～⑧

（ 現行どおり ）

（ 削 除 ）

⑨ やむを得ない事由により、当社が解約を申出た場合（2）～（3）

（ 現行どおり ）

（4） 第1章第2条（1）⑦の契約は、次の①から③の場合に解約されます。

①～③

（ 現行どおり ）

（ 削 除 ）

（5）

（ 現行どおり ）

（6） 当社との取引を取りやめる場合には、所定の書面を当社にご提出ください。

第6条 個人情報等の取扱

米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めるところにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについてご同意いただいたものとして取扱います。

① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織

② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織

③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

第7条 この約款の変更

この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

（附則）

この約款は、2019年6月15日より適用させていただきます。ただし、第5章第15条の2は2019年7月16日以降に約定した買付けより、第12章第2条は2019年7月16日以降の約定より適用させていただきます。

以 上

② 口座残高がなくなってから、一定期間が経過した場合（融資等の契約に基づき担保が設定されている場合を除きます。）

③～⑧

⑨ 本章第5条に定めるこの約款の変更にお客様が同意しない場合

⑩ やむを得ない事由により、当社が解約を申出た場合（2）～（3）

（ 省 略 ）

（4） 第1章第2条（1）⑦の契約は、次の①から④の場合に解約されます。

①～③

（ 省 略 ）

④ 本章第5条に定めるこの約款の変更にお客様が同意しない場合

（5）

（ 省 略 ）

（6） 当社との取引を取りやめる場合には、所定の書面を当社にご返却ください。

（ 新 設 ）

第6条 この約款の変更

この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載、又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。

2018年10月1日改正

以 上

新旧対照表

「外国証券取引口座約款」

(下線部分変更)

新	旧
<p>第3章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い</p> <p>第14条 受渡日等 (2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して<u>3営業日</u>目とします。</p> <p style="text-align: center;">第4章 雑 則</p> <p>第29条 契約の解除 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 (1)～(2) (現行どおり) <u>(削 除)</u></p> <p><u>(3)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(4)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(5)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(6)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(7)</u> (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第32条 約款の変更 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>第33条 個人データの第三者提供に関する同意 申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ(住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に応じて必要な範囲に限る。)が提供されることがあることに同意するものとします。 (1)～(3) (現行どおり)</p> <p>(4) 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局(当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。)が、マネー・ロンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合であって、<u>その内容が、裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないこと及び他の目的に利用されないことが明確な場合</u> 当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関</p> <p>2. 申込者は、<u>米国政府及び日本政府からの要請により、当社が申込者について、外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性がある」と当社が判断する</u></p>	<p>第3章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い</p> <p>第14条 受渡日等 (2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して<u>4営業日</u>目とします。</p> <p style="text-align: center;">第4章 雑 則</p> <p>第29条 契約の解除 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 (1)～(2) (省 略)</p> <p><u>(3) 第32条に定めるこの約款の変更</u><u>に申込者が同意しないと</u> <u>き</u> <u>(4)</u> (省 略)</p> <p><u>(5)</u> (省 略)</p> <p><u>(6)</u> (省 略)</p> <p><u>(7)</u> (省 略)</p> <p><u>(8)</u> (省 略)</p> <p>2. (省 略)</p> <p>第32条 約款の変更 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載、又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、その変更</u><u>に同意したものとします。</u></p> <p>第33条 個人データの第三者提供に関する同意 申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ(住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に応じて必要な範囲に限る。)が提供されることがあることに同意するものとします。 (1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局(当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。)が、マネー・ロンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合 当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>

場合、米国税務当局における課税執行のため、申込書の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）が米国税務当局へ提供されることがあることに同意するものとします。

（1） 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織

（2） 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織

（3） F A T C A の枠組みに参加していない金融機関（米国国内歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除く。）

（附則）

この約款は、2019 年 6 月 15 日より適用させていただきます。
ただし、第 3 章第 14 条の 2 号は 2019 年 7 月 16 日以降の約定より適用させていただきます。

平成 29 年 9 月改正

以 上

以 上

新旧対照表

「特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款」

(下線部分変更)

新	旧
<p>第1条 約款の趣旨</p> <p>2. お客様と当社の間における、各種サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、この約款に定めがある場合を除き、香川の証券総合取引約款等その他の当社が定める契約条項及び、<u>租税特別措置法その他法令によるもの</u>といたします。</p> <p>第3条 特定保管勘定における保管の委託等</p> <p>当社は、上場株式等の保管の委託等は、<u>特定口座</u>に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。）において行います。</p> <p>第9条 特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知</p> <p>特定口座からの上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第二号イに定めるところにより計算した金額、同号口に<u>規定する取得日</u>及び当該取得日に係る数等を、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>第10条 特定口座内保管上場株式等の移管</p> <p>当社は、第6条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）②に規定する<u>お客様の特定口座への移管</u>は、租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項及び第11項に定めるところにより行います。</p> <p>第12条 年間取引報告書の送付</p> <p>当社は、特定口座を開設しているお客様に対して、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を翌年1月31日までに、お客様に交付いたします。</p> <p>2. 特定口座の廃止によりこの契約が解除されたときは、当社は、その解約日の属する月の翌月末までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付いたします。</p> <p>第13条 契約の解除</p> <p>次の各号の一に該当したときは、この契約は解除され、<u>当該解約に伴い、お客様の特定口座は廃止されます。</u></p> <p>①～③ （ 現行どおり ）</p> <p>④ <u>お客様が「香川の証券総合取引約款」第14章第1条（契約の解除）（1）に定める事由に該当することを理由として、当社が解約を申し出たとき</u></p> <p>第16条 約款の変更</p> <p>この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。</u>改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、<u>効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p><u>(附則)</u> <u>この約款は、2019年6月15日より適用させていただきます。</u></p>	<p>第1条 約款の趣旨</p> <p>2. お客様と当社の間における、各種サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、この約款に定めがある場合を除き、香川の証券総合取引約款等の定めによるものといたします。</p> <p>第3条 特定保管勘定における保管の委託等</p> <p>当社は、上場株式等の保管の委託等は、<u>当該保管の委託等に係る口座</u>に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。）において行います。</p> <p>第9条 特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知</p> <p>特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第二号イに定めるところにより計算した金額、同号口に<u>定めるところの取得の日</u>及び当該取得日に係る数等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>第10条 特定口座内保管上場株式等の移管</p> <p>当社は、第6条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）②に規定する移管は、租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項及び第11項に定めるところにより行います。</p> <p>第12条 年間取引報告書の送付</p> <p>当社は、特定口座を開設しているお客様に対して、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を翌年1月31日までに、お客様に交付いたします。</p> <p>2. 特定口座の廃止によりこの契約が解除されたときは、当社は、その解約日の属する月の翌月末までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。</p> <p>第13条 契約の解除</p> <p>次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>①～③ （ 省 略 ） （ 新 設 ）</p> <p>第16条 約款の変更</p> <p>この約款の内容が変更される場合は、申込者にその変更事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。</p>
以上	以上

新旧対照表

「特定口座内保管上場株式配当等受領委任に関する約款」

(下線部分変更)

新	旧
<p>第8条 約款の変更 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p><u>(附則)</u> この約款は、2019年6月15日より適用させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第8条 約款の変更 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、<u>お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更同意したものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">2018年10月1日改正</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

新旧対照表

「特定管理口座約款」

(下線部分変更)

新	旧
<p>第9条 約款の変更 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p><u>(附則)</u> この約款は、2019年6月15日より適用させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第9条 約款の変更 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、<u>お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。</u> <u>この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、その変更同意したものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">2018年10月1日改正</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

新旧対照表

「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」

(下線部分変更)

新	旧
<p>第1条 約款の趣旨</p> <p>この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、香川証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座について、<u>租税特別措置法第37条の14第5項第2号及び第4号</u>に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第2条 非課税口座開設届出書等の提出等</p> <p>お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の<u>11月30日</u>までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項及び第24項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」（既に当社に非課税口座を開設しており、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社若しくは金融機関に提出していない場合に限り、）、「非課税口座開設届出書」及び「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」（既に当社に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」）又は「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法第18条の15の3第21項において準用する租税特別措置法第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第24項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p>なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管いたします。</p> <p>2. 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」又は「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」について、同一の勘定設定期間に当社又は他の証券会社若しくは金融機関に重複して提出することはできません。</p> <p>3. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第21項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。</p> <p>4. 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p>	<p>第1条 約款の趣旨</p> <p>この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、香川証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2. (省 略)</p> <p>第2条 非課税口座開設届出書等の提出等</p> <p>お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の<u>9月30日</u>までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項及び第20項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」（既に当社に非課税口座を開設しており、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社若しくは金融機関に提出していない場合に限り、）、「非課税口座開設届出書」及び「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」（既に当社に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当社に対して<u>同法第37条の11の3第4項</u>に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第20項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は非課税管理勘定又は累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p>なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管いたします。</p> <p>2. 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」又は「<u>非課税適用確認書の交付申請書</u>」について、同一の勘定設定期間に当社又は他の証券会社若しくは金融機関に重複して提出することはできません。</p> <p>3. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第17項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。</p> <p>4. 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p>

① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合
非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられていたとき

② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合
非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられることとなっていたとき

5. お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定又は累積投資勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第18項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。

6～7

（ 現行どおり ）

第3条 非課税管理勘定の設定

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」又は「非課税口座簡易開設通知書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。

2. 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」又は「非課税口座簡易開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあたっては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

第5条 非課税管理勘定に受入れる上場株式等の範囲

当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるもの）に限り、租税特別措置法第29条第2項本文の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受入れます。

① 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。）から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）

② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設け

① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合
非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられていたとき

② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合
非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられることとなっていたとき

5. お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定又は累積投資勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。

6～7

（ 省 略 ）

第3条 非課税管理勘定の設定

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。

2. 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

第5条 非課税管理勘定に受入れる上場株式等の範囲

当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるもの）に限り、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。

① 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。）から租税特別措置法施行令第25条の13第9項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）

② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第9項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けら

られる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等

- ③ 租税特別措置法施行令第 25 条 13 第 12 項各号に規定する上場株式等

第 5 条の 2 累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲

当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第 37 条 14 第 1 項 2 号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。）のみ受け入れます。

①

（ 現行どおり ）

- ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 10 号に規定する上場株式等

第 7 条 非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知

租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定から上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第 5 条 1 号ロ及び第 2 号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

2. 租税特別措置法第 37 条 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 10 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第 1 号、第 4 号及び第 10 号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第 8 条 非課税管理勘定終了時の取扱い

2. 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

れる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等

- ③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 11 項各号に規定する上場株式等

第 5 条の 2 累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲

当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第 37 条 14 第 1 項 2 号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 14 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。）のみ受け入れます。

①

（ 省 略 ）

- ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 20 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 10 号に規定する上場株式等

第 7 条 非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知

租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定から上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第 5 条 1 号ロ及び第 2 号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

2. 租税特別措置法第 37 条 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 20 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 10 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第 1 号、第 4 号及び第 10 号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第 8 条 非課税管理勘定終了時の取扱い

2. 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

- ① お客様から非課税管理勘定の終了する年の11月30日までに当社に対して第5条第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合
非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管
- ② お客様から非課税管理勘定の終了する年の11月30日までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条第13条第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合
一般口座への移管
- ③ 前各号に掲げる場合以外の場合
特定口座への移管

第8条の2 累積投資勘定終了時の取扱い

この約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した累積投資勘定を除きます。)

2. 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとしします。

- ① お客様から累積投資勘定の終了する年の11月30日までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13条第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合
一般口座への移管
- ② 前号に掲げる場合以外の場合
特定口座への移管

第9条 累積投資勘定を設定した場合の所在地確認

当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」又は「非課税口座簡易開設届出書」(「非課税口座開設届出書」又は「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。

①～②

(現行どおり)

2. 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合(第1項のただし書の規定の適用があるお客様を除きます。)には、当該確認時間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入を行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

第10条 非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き

2. お客様が、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の9月30日までに、当社に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。

第13条 契約の解除

次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ① お客様から当社に対して第5条第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合
非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管
- ② お客様が当社に対して特定口座を開設しており、お客様から当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第2号イに規定する書類の提出があった場合
特定口座への移管
- ③ 前各号に掲げる場合以外の場合
一般口座への移管

第8条の2 累積投資勘定終了時の取扱い

本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した累積投資勘定を除きます。)

2. 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとしします。

- ① お客様が当社に特定口座を開設しており、お客様から当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第2号イに規定する書類の提出があった場合
特定口座への移管
- ② 前号に掲げる場合以外の場合
一般口座への移管

第9条 累積投資勘定を設定した場合の所在地確認

当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」又は「非課税口座簡易開設届出書」(「非課税口座開設届出書」又は「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。

①～②

(省 略)

2. 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合には、当該確認時間の終了の日の翌日以降、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入を行うことはできなくなります。ただし、同日以降、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

第10条 非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き

2. お客様が、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の9月30日までに、当社に対して「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」をご提出いただく必要があります。

第13条 契約の解除

次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ① お客様から租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合
当該提出日
- ② 租税特別措置法第 37 条の 14 第 27 項第 2 号に定める「出国届出書」の提出があった場合
出国日
- ③ お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合
租税特別措置法第 37 条の 14 第 31 項に規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
- ④
(現行どおり)

第 15 条 約款の変更

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

(附則)

この約款は、2019 年 6 月 15 日より適用させていただきます。

以 上

- ① お客様から租税特別措置法第 37 条の 14 第 17 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合
当該提出日
- ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 1 項に定める「出国届出書」の提出があった場合
出国日
- ③ お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合
租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 2 項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
- ④
(省 略)

第 15 条 約款の変更

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。

2018 年 10 月 1 日改正

以 上

新旧対照表

「香川のネットdeらくだ取扱約款」

(下線部分変更)

新	旧
<p>第1条～第10条 (現行どおり)</p> <p>第11条 本サービスの解約 次に掲げるいずれかに該当する場合は、速やかに本契約は解約されるものといたします。 (1)～(4) (現行どおり) <u>(削 除)</u></p> <p><u>(5)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(6)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(7)</u> (現行どおり)</p> <p>第15条 約款の変更 <u>この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u> <u>この約款は、2019年6月15日より適用させていただきます。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第1条～第10条 (省 略)</p> <p>第11条 本サービスの解約 次に掲げるいずれかに該当する場合は、速やかに本契約は解約されるものといたします。 (1)～(4) (省 略)</p> <p><u>(5) お客様が本約款の変更に同意されない場合</u></p> <p><u>(6)</u> (省 略)</p> <p><u>(7)</u> (省 略)</p> <p><u>(8)</u> (省 略)</p> <p>第15条 約款の変更 <u>本約款は、法令の変更、監督官庁の指示または当社が必要と認めた場合に、予めお客様に通知することなく変更される場合があります。</u> 2. 前項の規定により本約款が変更された場合、当社は、速やかに当社ホームページへ掲示する等の方法により、お客様に通知します。</p> <p>第16条 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">平成28年4月18日 以上</p>

新旧対照表

「電子交付閲覧サービスに関する約款」

(下線部分変更)

新	旧
<p>第1条～第13条 (現行どおり)</p> <p>第14条 約款の変更 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。<u>改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p><u>(附則)</u> <u>この約款は、2019年6月15日より適用させていただきます。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第1条～第13条 (省 略)</p> <p>第14条 約款の変更 この約款は、法令の変更・監督官庁の指示または当社が必要と認めた場合に、予めお客様に通知することなく変更することがあります。</p> <p style="text-align: right;">平成28年4月18日 以上</p>